

# 岩手県住宅宿泊事業実施要綱

平成31年1月

岩手県

## 岩手県住宅宿泊事業実施要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、住宅宿泊事業法施行条例（平成30年岩手県条例第50号。以下「条例」という。）及び住宅宿泊事業法施行条例施行規則（平成31年岩手県規則第1号。以下「規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語

この要綱において使用する用語は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）、住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「省令」という。）、住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）（平成29年12月 厚生労働省医薬・生活衛生局、国土交通省土地・建設産業局、国土交通省住宅局、国土交通省観光庁。以下「ガイドライン」という。）、条例及び規則において使用する用語の例による。

### 第3 条例による住宅宿泊事業の実施の制限

#### (1) 制限区域及び期間について

ア 条例第2条第1項に規定する「敷地の周囲100メートル以内の区域」とは、学校及び児童福祉施設の敷地の境界から申請住宅の敷地の境界までの直線距離で判断すること。

イ 条例第2条第1項に規定する「住宅宿泊事業を実施してはならない期間」に係る事項は、次のとおりであること。

##### (ア) 表1の項

##### ① 第1号及び第2号（第3号又は第4号に該当する場合を除く。）

休日が連続しない場合は、土曜日から日曜日にかけて住宅宿泊事業の実施が可能であり、休日が連続する場合は、日曜日から休日にかけて及び休日から土曜日にかけての住宅宿泊事業の実施が可能であること。

また、連続する休日から休日にかけての住宅宿泊事業の実施が可能であること。

##### ② 第3号及び第4号

学校の休業日（以下「休業日」という。）については、連続する場合は、第1号及び第2号の規定に関わらず休業日から休業日にかけての住宅宿泊事業の実施が可能であること。

##### (イ) 表2の項及び表3の項

休日が連続しない場合は、土曜日から日曜日にかけて住宅宿泊事業の実施が可能であり、休日が連続する場合は、日曜日から休日にかけて及び休日から土曜日にかけての住宅宿泊事業の実施が可能であること。

また、連続する休日から休日にかけての住宅宿泊事業の実施が可能であること。

### 第4 条例第2条第1項ただし書きの規則で定める要件（認定の要件）

#### (1) 不在にしないことについて

規則第2条第1号ア及びイに規定する「不在にしないこと」に係る事項は、次のとおり

であること。

ア 省令第9条第3項に規定する「日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間」に係るガイドライン2-2(7)③の「2時間程度までの範囲」については、原則として2時間以内とすること。

イ 生活必需品を購入するための最寄りの店舗の位置や交通の状況等により、アにより難しい事情がある場合には、申請の際に個別に状況を確認の上、認定の可否について判断すること。

## (2) 常時注意喚起について

規則第2条第1号ウに規定する「宿泊者に対し常時注意喚起」とは、宿泊者に対し、チェックインの際に生活環境の悪化防止に係る注意喚起をすることや、宿泊者が騒がしくなってきた場合には注意すること、また、宿泊者が外出時に路上でたむろや騒ぎ等を行った場合には速やかに対応すること等、宿泊者の動向に常に注意を払い、騒音等による生活環境の悪化が発生しないための対応を適時適切に行う必要があるものであること。

## (3) 生活環境の悪化が発生した場合の速やかな対応について

規則第2条第1号ウに規定する「生活環境の悪化が発生した場合に速やかに対応」とは、法第10条(苦情等への対応)に係るガイドライン2-2(6)①の規定に準じた対応を行う必要があるものであること。

## (4) 宿泊予約段階での相手方への説明について

ア 規則第2条第1号エに規定する「宿泊の予約を受け付ける段階において相手方に説明」とは、宿泊の予約を受け付ける際に、条例第2条第1項に規定する申請住宅の所在地を相手方へ伝えた上で、次の事項について説明を行う必要があるものであること。

(ア) 騒音の防止のために配慮すべき事項

(イ) ごみの処理に関し配慮すべき事項

(ウ) 火災の防止のために配慮すべき事項

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、申請住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項

イ アの説明については、宿泊予約の方法により、ホームページ等へ掲載することや電話により伝えることなど、適宜の方法により行う必要があるものであること。

## (5) 学校又は児童福祉施設の管理者等について

規則第2条第1号オに規定する「学校又は児童福祉施設の管理者等」とは、校長や園長等の施設の管理者に加えて、副校長や副園長等施設の管理等に関して一定の権限や責任を有する者を含むものであること。

## (6) 周辺住民について

規則第2条第1号カに規定する「周辺住民」とは、次の範囲の者であること。

ア 申請住宅と同一の建築物又は同一敷地内にある建築物に居住する者(当該建築物が集合住宅である場合は、その管理人等(管理人や大家等当該建築物の管理等に関して一定の権限や責任を有する者をいう。))。以下同じ。)

イ 申請住宅に隣接する土地にある建築物に居住する者

ウ 申請住宅の敷地が、道路、公園その他の空地(以下「道路等」という。)に接する場合に

あつては、当該敷地と道路等の境界線からの水平距離が 10 メートルの範囲内の土地にある建築物に居住する者

**(7) 学校又は児童福祉施設の管理者等及び周辺住民への説明について**

規則第 2 条第 1 号オ及びカに規定する「説明」は、次のとおり行う必要があるものであること。

ア 申請の日の前 3 月以内に、相手方との面会により行うこと。

ただし、特定の時期にしか居住していない等面会により行うことが難しい事情がある周辺住民に対しては、面会以外の方法により行うことができること。

イ 規則第 2 条第 1 号オに規定する事項について、書面により行うこと。

**第 5 その他**

この要綱は、県のホームページにおいて公表すること。

**附 則**

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。